

第84回

定時株主総会招集ご通知

開催情報

日時：2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所：東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）

目次

第84回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役9名選任の件	
第2号議案 大規模買付ルールの一部改正 および継続の件	
事業報告	30
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告書	57

証券コード 6771
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都大田区池上五丁目6番16号
池上通信機株式會社
代表取締役社長 清 森 洋 祐

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第84回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ikegami.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイト
にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)
にアクセスして、銘柄名(池上通信機)または証券コード「6771」を入力・検索し、
「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」をご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い
申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2025年6月27日（金曜日） 午前10時
2. 場所 東京都大田区池上一丁目2番1号
朗峰会館（4階朗峰の間）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 (1) 第84期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第84期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 大規模買付ルールの一部改正および継続の件

以上

◆株主総会資料の電子提供制度に関するご案内

株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、当社は、本年の株主総会について、株主様の混乱を避けるため、従来どおり株主総会資料を書面でお届けいたしました。

なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。これらの事項は、「第84回定時株主総会招集ご通知【電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項】」に掲載しております。

当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ① 事業報告 : 会計監査人に関する事項、会社の体制及び方針
- ② 連結計算書類 : 連結注記表
- ③ 計算書類 : 個別注記表

次回以降につきましては、開催案内等法令に定める事項を除き書面による提供を取りやめることもございますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

次回以後の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主様で、書面交付請求のお手続きをお済ませでない株主様は、次回の議決権基準日（2026年3月31日）までに当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）またはお取引の証券会社等で書面交付請求のお手続きを行っていただきますようお願いいたします。

◆電子提供措置事項の修正について

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◆お体が不自由または障がいのある株主様へ

- ・車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、受付時にお申し出ください。

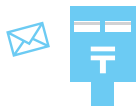
◇議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使できます。



株主総会への出席

- 1.お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 2.代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。
- 3.株主様ではないご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は総会会場にご入場できませんので、ご注意ください。



郵送による議決権行使

- 1.同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2025年6月26日（木曜日）午後5時40分までに**到着するようご返送ください。
- 2.書面による議決権行使書における各議案に賛否の記載が無い場合の取扱いについては「賛」の表示があったものとして取扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット）による議決権行使

- 1.インターネットにより議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、**2025年6月26日（木曜日）午後5時40分までに**議決権を行使ください。

詳細につきましては、後記4頁から5頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧くださいますようお願い申し上げます。

- 2.インターネットと議決権行使書双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 3.インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、**2025年6月26日（木曜日）の午後5時40分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコード
でのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行
ってください。
※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議
決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を
有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主
様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役10名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任となる1名を含む取締役9名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は以下のとおりです。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1	再任 きよ 清 もり 森 よう 洋 すけ 祐	代表取締役社長 最高経営責任者
2	再任 あお 青 き 木 たか 隆 あき 明	常務取締役 社長補佐 コーポレート部門統括、DX推進、ESG経営推進担当 常務執行役員 経営管理本部長
3	再任 こ 小 じま 島 むつみ 睦	常務取締役 社長補佐 技術・開発・知的財産戦略、生産・調達統括担当 常務執行役員
4	再任 しの 篠 だ 田 ひろ 広 し 司	取締役 営業・マーケティング、CS推進担当 上席執行役員 営業・マーケティング本部長
5	新任 あら 荒 かわ 川 じゅん 潤	執行役員 社長室長兼経営戦略部長
6	再任 社外 独立 なが 永 い 井 けん 研 じ 二	社外取締役
7	再任 社外 独立 すすき 薄 だ 田 けん 賢 じ 二	社外取締役
8	再任 社外 独立 やす 安 だ 田 あき 明 よ 代	社外取締役
9	再任 社外 独立 あき 秋 つ 津 かつ 勝 ひこ 彦	社外取締役

- (注) 1.当社は、社外取締役・社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役・社外監査役との間で、損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めており、永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏と責任限定契約を締結しています。
- 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏が再任された場合、当社は各氏との間で上記契約を継続する予定です。また、当社が定める社外役員の独立性判断基準に照らし、独立性を有していると判断できる場合には、東京証券取引所に対し、独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。
- 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1 きよもり ようすけ 清森 洋祐 (1952年7月14日生)

再 任

略歴、地位、担当

1976年 4 月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	2010年 5 月	専務取締役就任
2008年 6 月	当社入社	2010年 5 月	全社経営統括兼営業・マーケティング担当
2008年 6 月	取締役就任	2011年 6 月	取締役副社長就任
2008年10月	経営戦略統括部・GF事業推進担当	2011年 6 月	社長補佐、経営執行統括、グループ会社経営統括、営業担当
2009年 6 月	常務取締役就任	2012年10月	代表取締役社長（現任）
2009年 6 月	営業・マーケティング、経営戦略担当		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

清森洋祐氏は、2012年10月に当社代表取締役社長に就任以来、当社の更なる成長・発展と、全てのステークホルダーに貢献する真の企業価値創造へ向けて強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の成長・発展を実現し、資本コストと株価を意識した経営の推進など、更なる企業価値向上を目指すにあたり、経営者としての知見と強いリーダーシップが当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

清森洋祐氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
24,400株

取締役在任年数
17年

取締役会出席状況
13/13回

2 あお き たかあき 青木 隆明 (1961年12月1日生)

再 任

略歴、地位、担当

1984年 4 月	当社入社	2015年 4 月	上席執行役員経営管理本部長兼 社長室長
2005年 4 月	放送通信事業本部放送システム 営業第二部門長	2020年 6 月	常務取締役就任（現任） 社長補佐、コーポレート部門統 括担当、常務執行役員経営管理 本部長
2008年 4 月	経営戦略統括部経営戦略部長		
2012年 4 月	経営管理本部長		
2013年 4 月	執行役員経営管理本部長		
2014年 6 月	取締役就任 経営戦略、人材開発、人事勤 労、総務、経理、営業担当、上 席執行役員経営管理本部長	2022年 6 月	社長補佐、コーポレート部門統 括、DX推進、ESG経営推進担当 常務執行役員 経営管理本部長 （現任）



所有する当社の株式の数
18,200株

取締役在任年数
11年

取締役会出席状況
13/13回

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

青木隆明氏は、長年にわたり営業業務および経営管理業務に従事し、そこで得た豊富な経験と知見を活かし、2014年6月に取締役就任以後も、働き方改革の他、DXの推進、持続可能な企業価値向上を目指したESG経営、人的資本経営の推進など、当社のコーポレート機能強化を指揮し、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、持続可能な企業価値向上を目指すにあたり、その豊富な経験と知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

青木隆明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3 こじま むつみ 小島 睦 (1959年7月22日生)

再 任

略歴、地位、担当

1983年4月	東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社	2020年6月	常務取締役就任（現任） 社長補佐、技術・生産・調達部門統括担当、常務執行役員システムセンター長
2016年4月	当社入社 生産調達統括本部付 主席技監		
2017年4月	執行役員生産調達統括本部システムセンター長	2024年4月	社長補佐、技術・開発・知的財産戦略、生産・調達統括担当 常務執行役員（現任）
2018年6月	取締役就任 生産・調達担当、上席執行役員 システムセンター長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

小島睦氏は、長年にわたり、(株)東芝において技術・製品開発業務に従事するとともに、東芝放送ネットワークエンジニアリング(株)代表取締役社長を歴任されるなど、幅広い技術の知見と、経営に関する経験を有しており、2018年6月に当社取締役就任以後も、技術、知的財産、生産、調達の責任者として、サプライチェーンマネジメントの強化、生産効率改善はもちろん当社の技術力・開発力強化、知的財産戦略を指揮するなど、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と、企業価値向上を図るために欠かせない技術力・開発力の強化を目指すにあたり、その幅広い技術の知見と経営者としての経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

小島睦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
9,000株

取締役在任年数
7年

取締役会出席状況
13/13回

4 しのだ ひろし 篠田 広司 (1962年5月9日生)

再 任

略歴、地位、担当

1985年 4 月	当社入社	2021年 4 月	営業、CS推進担当 上席執行役員 営業本部長
2008年 4 月	放送通信事業本部放送システム第一部門長	2023年 4 月	営業、CS推進担当 上席執行役員 営業・マーケティング本部長
2013年 4 月	営業本部副本部長	2023年 6 月	営業・マーケティング、CS推進担当 上席執行役員 営業・マーケティング本部長 (現任)
2016年 4 月	執行役員営業本部長		
2020年 6 月	取締役就任 (現任) 営業担当、上席執行役員営業本部長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

篠田広司氏は、当社に入社以来、長年にわたり営業業務を担当し、2020年6月に当社取締役就任以後も、上席執行役員営業・マーケティング本部長として、当社が展開する各事業の販売力の強化、促進と、CS（顧客満足）活動の展開を通じた顧客との関係強化および市場の潜在ニーズの深耕を指揮するなど、取締役としての職責を果たしています。

このことから、当社のより一層の経営基盤の強化と企業価値向上を目指すにあたり、これまで競合他社との市場競争の最前線で培われた豊富な経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を引き続き取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

篠田広司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
9,200株

取締役在任年数
5年

取締役会出席状況
13/13回

5 あらかわ じゅん 荒川 潤 (1978年10月31日生)

新 任

略歴、地位、担当

2001年4月 当社入社
2018年4月 社長室経営戦略部長
2019年4月 社長室経営戦略部長 兼 営業本部海外イメージソリューション営業部長
2022年4月 社長室副室長 兼 経営戦略部長
2023年4月 執行役員社長室長 兼 経営戦略部長（現任）

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇取締役候補者とした理由

荒川潤氏は、当社に入社以来、国内および海外営業業務を担当し、現在は執行役員社長室長として、当社の事業戦略およびIR・広報戦略の立案、推進を指揮し、各事業の成長・発展に尽力しております。

このことから、当社のより一層の経営基盤強化と企業価値向上を目指すにあたり、これまで培われた国内外の市場に精通した経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、同氏を新たな取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

荒川潤氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
1,200株

取締役在任年数
—

取締役会出席状況
—

6 ながい けんじ 永井 研二 (1948年8月24日生)

再

任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当

1973年 4 月	日本放送協会入局	2012年 6 月	(株)NHKアイテック代表取締役社長
2001年 6 月	技術局送信技術センター長	2015年 7 月	(株)イマジカ・ロボットホールディングス〔現 (株)IMAGICA GROUP〕特別顧問
2003年 6 月	技術局計画部長	2015年 7 月	日本電気(株)顧問
2005年 4 月	技術局長	2018年 6 月	当社社外取締役就任（現任）
2006年 6 月	(株)放送衛星システム代表取締役社長		
2008年 2 月	日本放送協会理事		
2009年10月	専務理事・技師長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

永井研二氏は、日本放送協会入局後、放送に関わる技術職に長年携わり、専務理事技師長を歴任し、2018年6月に当社社外取締役就任以後、放送技術に関する高度な知見と、経営者としての豊富な経験を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、経営者としての豊富な経験に基づくコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め経営全般に対する提言に加え、放送関連技術に関する幅広い知見を活かし技術力強化の取組みへの助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

永井研二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
7年

取締役会出席状況
13/13回

7 すすきだ けん じ
薄田 賢二 (1955年 1 月10日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1977年 4 月	(株)不二越入社	2014年 2 月	同社常務取締役 経営企画部長
2000年 3 月	同社東日本支社 業務部長	2017年 2 月	同社代表取締役社長
2005年 7 月	同社経営企画部長	2019年 2 月	同社特別顧問
2010年 2 月	同社取締役 経営企画部長	2019年 6 月	当社社外取締役就任 (現任)

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

薄田賢二氏は、(株)不二越に入社後、長年にわたり経営企画に携わり、同社の代表取締役社長を歴任し、2019年 6 月に当社社外取締役就任以後、経営者としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、機械メーカーの経営者としての豊富な経験をもとに、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社の更なる企業価値向上に資する発言や、経営企画に関する幅広い知見を活かした当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

薄田賢二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0 株

取締役在任年数
6 年

取締役会出席状況
13/13回

8

やすだ

あきよ

安田

明代

(1975年12月10日生)

再

任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当

2004年10月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 光和総合法律事務所入所	2019年 2 月	寺本法律会計事務所入所（パートナー）（現任）
2016年 6 月	シナネンホールディングス㈱補欠 取締役（監査等委員）（現任）	2019年 6 月	当社社外取締役就任（現任）
2017年 7 月	新樹法律事務所入所（パートナー）	2023年 3 月	中野冷機（株）社外監査役就任（現任）
2018年10月	民事調停官（非常勤裁判官）		

◇重要な兼職の状況

寺本法律会計事務所弁護士（パートナー）
中野冷機（株）社外監査役

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

安田明代氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士を現任されており、2019年6月に当社社外取締役就任以後、法曹としての知識と経験を活かし、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの視点も含め、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、弁護士としての豊富な経験と専門的見地より、特にコンプライアンス遵守やコーポレート・ガバナンスの強化を中心に、当社の企業価値向上へ向けた経営課題についての指摘や助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

安田明代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
6年

取締役会出席状況
13/13回

9 あき つ かつひこ
秋津 勝彦 (1956年6月5日生)

再 任 社外取締役 独立役員

略歴、地位、担当

1979年 4 月	日本電気(株) 入社	2019年 6 月	同社取締役 特別顧問
1997年 7 月	同社企画部 調査担当部長	2020年 6 月	当社社外取締役就任 (現任)
2004年 4 月	同社社会インフラソリューション 企画本部長		
2012年 4 月	日本アビオニクス(株) 顧問		
2012年 6 月	同社代表取締役執行役員社長		

◇重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◇社外取締役候補者とした理由および期待される役割

秋津勝彦氏は、日本電気(株)に入社後、長年にわたり事業、経営の企画業務に携わり、その後、日本アビオニクス(株)の代表取締役執行役員社長を歴任し、2020年6月に当社社外取締役就任以後、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、当社の経営に関する適切な助言と監督等を行っています。

このことから、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社の更なる企業価値向上に資する発言や、経営企画に関する幅広い知見を活かした当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言などを期待し、同氏を引き続き社外取締役候補者としてしました。

◇候補者と当社との特別の利害関係等

秋津勝彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式の数
0株

取締役在任年数
5年

取締役会出席状況
13/13回

《ご参考１》取締役および監査役のスキル・専門的知見

本定時株主総会において、第１号議案が承認可決された場合の各取締役、各監査役の代表的なスキル・専門的知見は以下のとおりであります。

	氏名	役職	在任年数	企業経営 経営戦略	マーケティング 業界経験	海外 事業	法務 コンプライ アンス	研究開発 製造	人材開発 人事・労務	財務・ 会計
取締役	清森 洋祐	代表取締役社長	17年	◆	◆		◆			◆
	青木 隆明	常務取締役	11年	◆			◆		◆	◆
	小島 睦	常務取締役	7年	◆				◆		◆
	篠田 広司	取締役	5年	◆	◆	◆				
	荒川 潤	取締役	—	◆		◆				◆
	永井 研二	社外取締役	7年	◆		◆		◆		
	薄田 賢二	社外取締役	6年	◆	◆		◆		◆	
	安田 明代	社外取締役	6年				◆		◆	
	秋津 勝彦	社外取締役	5年	◆	◆		◆		◆	
監査役	小原 信恒	常勤監査役	5年			◆	◆			◆
	渡辺 敏治	社外監査役	9年	◆	◆		◆			
	川口 潮	社外監査役	4年			◆	◆		◆	

各人が有するスキル等のうち主なものの最大４つに◆印をつけています。

《ご参考 2》社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、社外役員という）または社外役員候補者の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

1. 当社および当社の子会社（以下、当社グループという）の業務執行者*¹または就任前10年間ににおいて当社グループの業務執行者であった者
* 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
2. 当社グループの主要な取引先*²または当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者
* 2 主要な取引先とは、①当社グループとの取引において、事業年度における取引高が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える取引先②当社グループが借入を行っている金融機関グループ（シンジケート含む）であって、事業年度末における当社グループの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える借入先をいう。
3. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
4. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している会社の業務執行者
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額*³の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
* 3 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
7. 当社グループから多額*⁴の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の業務執行者
* 4 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わず）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
9. 現在および過去3年間ににおいて、上記2～8に該当していた者
10. 上記1～9に該当する者の配偶者または二親等以内の親族

以 上

第2号議案 大規模買付ルールの一部改正および継続の件

当社は、2007年6月28日開催の第66回定時株主総会において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして大規模買付ルール（買収防衛策）の導入をご承認頂き、以後、その基本的考え方を維持して継続して参りました。

現行の大規模買付ルールは、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を慎重に考慮し、2023年6月29日開催の第82回定時株主総会において継続することをご承認いただきましたが、有効期限は、2025年6月27日開催の本定時株主総会終結の時までとなっています。

本議案は、大規模買付ルールの継続についてその重要性に鑑み、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

継続をご承認頂いた大規模買付ルールの有効期間は、本総会における株主の皆様のご承認により効力が発生し、本総会以降2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。

大規模買付ルールの継続にあたり、記載内容を精査いたしました結果、近時の実務動向や買収への対応方針に関する裁判事例などを踏まえ、現ルールに対し主に以下の点について一部改正をしております。

なお、本改正は、既に導入済みの大規模買付ルールに実質的な変更を生じさせるものではありません。

<現ルールからの主な改正点>

- ・大規模買付者グループの定義の見直し
- ・大規模買付ルールの対象となる者の認定基準の明確化
- ・上記改正に伴う修正その他の形式的な字句の修正等

なお、本ルールの一部改正および継続につきましては、具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員から賛同を得ています。

大規模買付ルール（買収防衛策）

池上通信機株式会社

2007年5月18日導入

2009年6月26日改正

2011年6月29日改正

2013年6月27日継続

2015年6月26日継続

2017年6月29日継続

2019年6月27日継続

2021年6月25日継続

2023年6月29日継続

2025年6月27日改正（予定）

1. 大規模買付ルールの導入とその目的－当社の企業価値または株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これとともに、特に大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得る懸念がある大規模買付行為、大規模買付後の経営の提案が適切でないと判断される大規模買付行為、株主様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまう懸念がある大規模買付行為等に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集と情報開示を行い、当社としての見解を表明した上で、各株主様の判断に付託することが当社の取締役会の務めであると考えています。

また、当該買付行為が株主様に十分な検討機会も与えられないまま企業価値を毀損する行為が行われる等、不測の事態が生じた場合またはその懸念が確たる場合は、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことも、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えています。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆様全体の利益に合致すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等（※1）を買い付ける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」）といいます。）の議決権割合（※3）を20%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、②当該買付けの結果、大規模買付者グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を行おうとする者、または③上記①もしくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の大規模買付者グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該大規模買付者グループの共同保有者または特別関係者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該大規模買付者グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（※4）を樹立するあらゆる行為（※5）（但し、当社が発行する株券等につき当該大規模買付者グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りです。）（以下①から③の買付行為のうちいずれかをまたは複数を併せて「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

- ※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- なお、大規模買付ルールにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本ルールにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてもこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の条項に読み替えられるものとします。
- ※2 大規模買付者グループとは、(1)当社の株券等の保有者（同法第27条の23第1項に規定するものおよび同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、(2)当社の株券等（この(2)では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）または(3)上記(1)または(2)の大規模買付者グループのいずれかの者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行および証券会社その他の金融機関、これらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士及び公認会計士その他のアドバイザー、並びにこれらの者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNet-1）により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。
- ※3 議決権割合とは、(1)大規模買付者グループが、※2(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）を加算するものとします。）または(2)大規模買付者グループが、※2(2)の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- ※4 この関係が樹立されたか否かの判定方法は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該大規模買付者グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

※5 この行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の「③」所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

（2）大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出して頂きます。意向表明書には、大規模買付者（特定株主グループを構成する場合は当該買付者を含みます。）の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、外国法人の場合は設立準拠法、提案する大規模買付行為の概要を示して頂きます。

（3）大規模買付者による情報提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主様の判断および取締役会の意思形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供して頂きます。その項目は以下のとおりです（ただし、下記項目に限られるものではありません。）。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的および内容
- ③当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④大規模買付行為完了後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策および人事政策等当社企業価値または株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要かつ十分な情報
- ⑤大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利益を得ることを目的として、資本金、出資金等名目のいかんを問わず買付資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

大規模買付者から大規模買付情報を提供して頂くため、当社代表取締役は、（2）の意向表明書の受領後10営業日（※）以内に、大規模買付者から当初提出して頂くべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供して頂いた情報を精査した結果、大規模買付情報として不足していると認められる場合には、当社取締役会は十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をして頂くことがあります。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、当社株主様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

※ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日（行政機関の休日）以外の日を言います。

（４）取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（ただし、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

（５）株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者の提案が企業価値または株主共同の利益を著しく低下させるか否か判断が困難な場合（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針および事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針および事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合等）には、具体的な対抗措置を決定した上で、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

（６）大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後（株主意思確認のための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

（７）大規模買付ルールの特例

当社取締役会は、上記（４）の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合は、以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

3. 大規模買付行為への対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守されなかった場合には、当社取締役会は当社株主の皆様全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める手段を行使し、大規模買付行為に対して対抗措置を発動する場合があります。

なお、対抗措置として新株予約権を発行する場合、当該新株予約権に取得条項および取得条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、たとえ当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主様への説得を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

大規模買付者の買付提案等に応じるか否かは、当社株主様において、当該買付提案および当社が提案する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断頂くことになります。

なお、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、下記に示すような当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を発動することがあります。

ただし、対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると合理的に判断される場合に発動するものであり、大規模買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみを理由として対抗措置を発動しないものとします。

- ①真に当社の経営に参加する意思が無いにも関わらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断された場合
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループに委譲させるなどの目的があると判断された場合
- ③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断された場合
- ④当社の経営を一時的に支配して、不動産、有価証券等の資産を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断された場合
- ⑤反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・グループによる大規模買付行為
- ⑥強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断された場合

⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画が著しく不合理であると判断された場合、または、当該経営方針および事業計画が当社取締役会の経営方針および事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針および事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断された場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対する対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので株主意思を確認するのが適当である旨を判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否かの勧告を行います（なお、特別委員会にて発動の適否についての判断が困難な場合は、株主意思を確認することが適当である旨の勧告を行います。）。

当社取締役会は、この勧告を株主の皆様へ開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2（4）に定める分析検討期間に含まれます。

また、当社取締役会が上記の手續に従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても①買付者等が大規模買付行為を中止した場合②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合等は、当社取締役会は特別委員会の勧告に基づき対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとし、当該決議の概要等について速やかに情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

（1）大規模買付ルールが株主・投資家等に与える影響等

大規模買付ルールの目的は、当社株主様が大規模買付行為に応じるか否か等を判断するために必要

不可欠な情報を提供することにあります。これにより、当社株主様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否か、賛同するか否かについて適切な判断をすることが可能となり、結果、当社株主の皆様全体の利益の保護につながると考えます。従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主様が適切な判断を行う前提として適切なものであると確信しています。

また、大規模買付ルールの継続時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんが、株主の皆様との権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家等に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合、当社取締役会は、当社および当社株主の皆様全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。ただし、当該対抗措置の仕組み上、当社株主様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合は、法令ならびに証券取引所規則に従い、適時適切な開示を行って参ります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記「4. 対抗措置を発動する場合の手続き」に記載のとおり、当社取締役会が対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと判断し、対抗措置の中止または発動の停止を決議した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置発動の停止を実施し当該新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

6. 本大規模買付ルールの発効日および有効期限

大規模買付ルールの有効期間は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認により効力が発生し、本定時株主総会以降2年ごとに、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。本ルールの継続につきましては、本定時株主総会において議案としてお諮りしたうえで、株主の皆様からのご賛同を頂くことを予定しており、出席株主の皆様の過半数のご同意を得られなかった場合には、その時点で本ルールを廃止いたします。

また、当社は、本ルールの有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、当社株主の皆様全体の利益の観点から本ルールを見直し、場合によっては、取締役会の決議により必要に応じて本ルールを廃止または変更することがあります。本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止の事実または変更の内容等について、速やかに情報を開示します。

7. 大規模買付ルール of 合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、および経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

(2) 株主意思を尊重するものであること

本ルールは、継続に関する定時株主総会における承認議案を通じて、当社株主の皆様のご意思を確認します。また、その有効期間は、2年とし、定時株主総会において、株主の皆様のご信任を得ることとしています。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本ルールは、合理的かつ客観的な要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

添付資料 特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保および企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員3名以上5名以下により構成されます。

- ① 当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役もしくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役もしくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人となっていない者
- ② 企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

2. 委員（現任）の略歴

- ① 渡 辺 敏 治 （1950年7月28日生）

（略 歴）

1974年4月 東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社
2006年4月 同社産業システム社副社長 兼生産統括責任者
2007年6月 同社執行役常務 産業システム社社長
2008年6月 同社執行役上席常務 社会システム社社長
2010年6月 同社執行役専務 スマートファシリティ事業統括部長
2011年6月 同社取締役 執行役専務
2013年6月 (株)IHI社外監査役
2016年6月 当社社外監査役（現任）

- ② 川 口 潮 （1954年6月13日生）

（略 歴）

1977年4月 東京芝浦電気(株)〔現(株)東芝〕入社
2009年7月 東芝テック(株)執行役員待遇
2010年6月 同社取締役執行役員
2011年6月 同社取締役常務執行役員
2013年6月 同社顧問
東芝ソリューション(株)社外監査役
2015年6月 東芝ライテック(株)社外監査役
2021年4月 当社社外監査役（現任）

③ 江 川 功 (1944年7月10日生)

(略 歴)

1966年4月 検事任官

1979年4月 東京地検特捜部 (財政経済係)

1983年3月 内閣審議官

1993年4月 東京地検公安部長

1995年7月 東京高検刑事部長

2002年6月 横浜地検検事正

2004年7月 公証人就任 (日本橋公証役場勤務)

2016年7月 弁護士登録

(第二東京弁護士会・日本橋江川法律事務所・現職)

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続きました。

一方で、世界経済は、欧米における高金利水準の継続や中国経済の停滞に伴う影響のほか、米国の通商政策をはじめとする政策動向、中東情勢、金融資本市場の変動等への懸念から、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような事業環境のもと、当社グループの当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

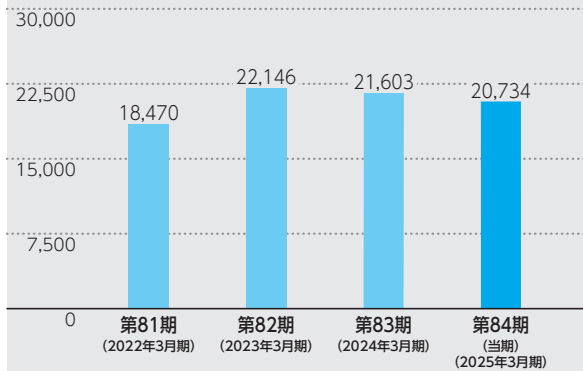
売上高につきましては、第4四半期（2025年1月1日～3月31日）の売上高は前年同期を大きく上回りましたが、中間連結会計期間に売上計上された繰越受注残案件が前年同期と比較して少なかったことが影響し、連結売上高は前年同期比4.0%減の207億34百万円（前年同期売上高216億3百万円）となりました。

損益面につきましては、減収に伴う売上総利益の減少等により、営業利益は前年同期比5億40百万円減の2億54百万円（前年同期営業利益7億49百万円）となりました。

経常損益は経常利益2億90百万円（前年同期経常利益9億2百万円）、最終損益は親会社株主に帰属する当期純利益2億35百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益6億79百万円）となりました。

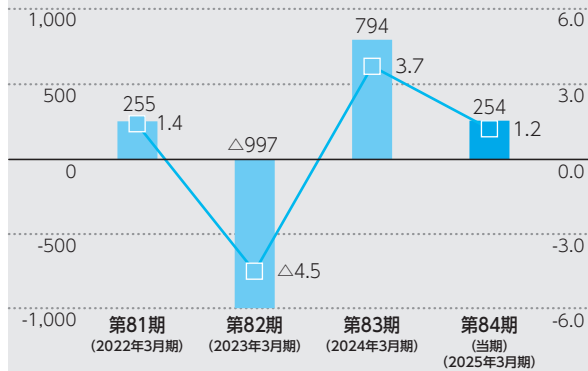
業績推移

◇売上高
20,734百万円
前期比(増減率) △4.0%

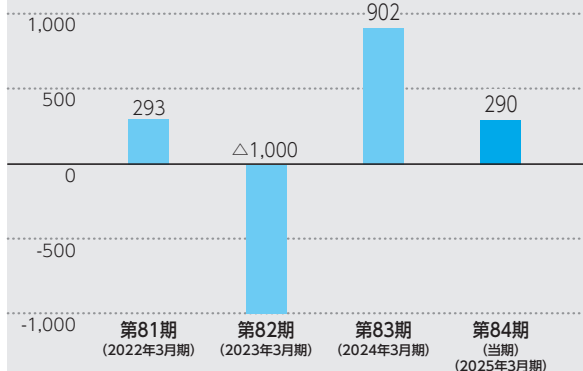


◇営業利益又は営業損失
254百万円
前期比(増減率) △68.0%

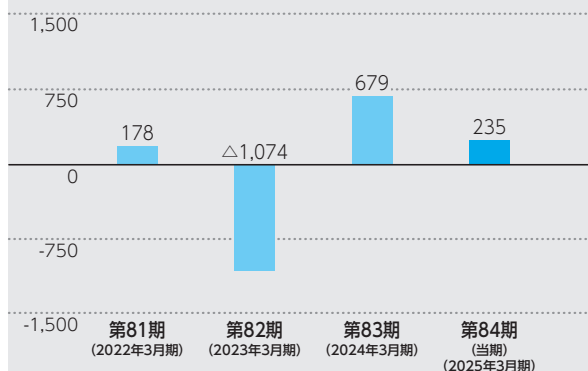
◇売上高営業利益率
1.2%
前期比(増減) △2.5ポイント



◇経常利益又は経常損失
290百万円
前期比(増減率) △67.8%



◇親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失
235百万円
前期比(増減率) △65.3%



・所在地別セグメントの状況

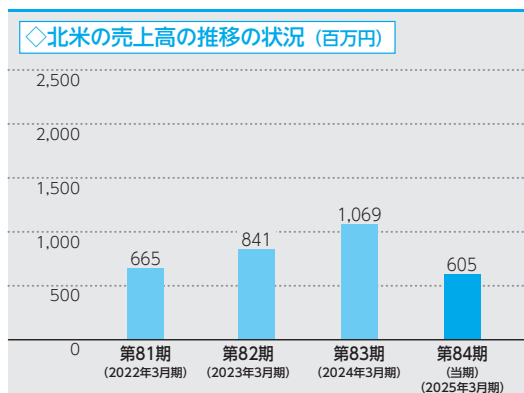
【日本】

国内における放送システム事業につきましては、中継車システムや前年同期に大型案件で大きく伸長した映像制作用機器の販売が低調に推移しました。一方で、公営競技場向けの放送カメラや、官公庁向けをはじめとする伝送システムおよび無線通信装置の販売が好調に推移した結果、売上高は前年同期並みとなりました。

産業システム事業につきましては、メディカル事業で医療用カメラの販売が順調に推移し、売上高は前年同期並みとなりました。セキュリティ事業では、プラント市場や鉄道市場向けの監視カメラシステムの販売が堅調に推移したほか、鉄道市場における大型案件や官公庁向けの監視システムの納入が寄与し、売上高は前年同期を上回りました。検査装置事業では、後発医薬品の安定供給に向けた生産能力の増強を背景に製薬会社の設備投資が活発化し、医薬市場向けの錠剤検査装置本体や錠剤印刷装置の消耗品（インク等）の販売が伸長しました。加えて、産業市場向けの触媒検査システムの納入や平面検査装置の販売増も寄与し、売上高は前年同期を大幅に上回りました。

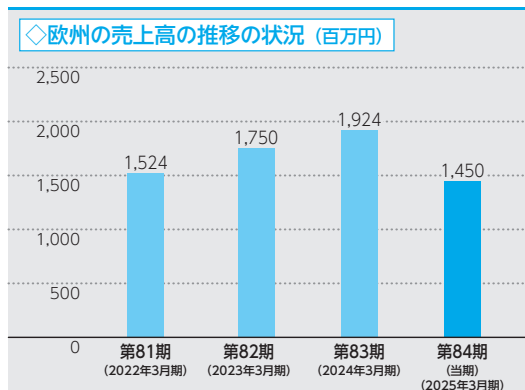
【北米】

北米地域におきましては、医療用カメラの販売が増加したものの、政権交代後の政策動向に対する不確実性から放送市場での設備投資が先送りされ、放送カメラの販売が減少した結果、売上高は前年同期を下回る6億5百万円（前年同期売上高10億69百万円）となりました。



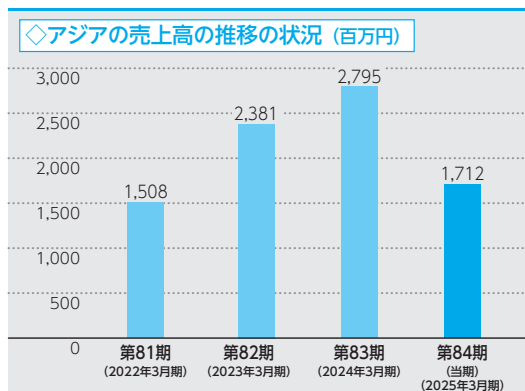
【欧州】

欧州地域におきましては、前年同期に好調であった放送局やプロダクション向けの放送カメラやモニターの販売が例年並みに推移したほか、医療用カメラやモニターの納入がOEM先や代理店での販売減の影響を受けて低調に推移したことから、売上高は前年同期を下回る14億50百万円（前年同期売上高19億24百万円）となりました。



【アジア】

アジア地域におきましては、放送カメラの販売が東アジア地域における大型案件の納入により増加しました。一方で、中国市場における医療用カメラの販売は、中国国内における反腐敗運動の長期化および経済の停滞が通年で影響し、複数の受注済み案件の納入が延期されたことから、売上高は前年同期を下回る17億12百万円（前年同期売上高27億95百万円）となりました。



(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 81 期 (2022年 3 月期)	第 82 期 (2023年 3 月期)	第 83 期 (2024年 3 月期)	第 84 期(当期) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	18,470	22,146	21,603	20,734
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	255	△ 997	794	254
売上高営業利益率 (%)	1.4	△ 4.5	3.7	1.2
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	293	△ 1,000	902	290
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	178	△ 1,074	679	235
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	27.98	△ 167.96	106.15	36.82
総 資 産 (百万円)	27,404	28,961	30,613	28,841
純 資 産 (百万円)	13,710	12,710	13,687	13,657
自 己 資 本 比 率 (%)	50.0	43.9	44.7	47.4
営 業 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	△ 1,620	△ 1,187	2,955	△ 3,525
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	△ 985	△ 335	△ 778	△ 527
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー (百万円)	2,059	272	△ 246	1,105
現 金 及 び 現 金 同等物の期末残高 (百万円)	5,662	4,483	6,534	3,584

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 81 期 (2022年 3 月期)	第 82 期 (2023年 3 月期)	第 83 期 (2024年 3 月期)	第 84 期(当期) (2025年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	16,846	20,263	19,776	18,998
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (百万円)	75	△ 1,043	624	332
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	153	△ 957	837	408
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	106	△ 1,008	653	193
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	16.66	△ 157.61	102.13	30.12
総 資 産 (百万円)	26,825	28,419	29,419	27,768
純 資 産 (百万円)	13,217	12,140	12,818	12,763

(3) 資本政策

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な責務であるという認識のもと、収益の状況や経営環境に対応した安定配当の継続を基本とし、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案し、配当を行うことを基本としています。

当社グループの今期の業績は、国内においては、放送システム事業は前年同期並みに推移し、産業システム事業でも検査装置事業で売上を伸ばすなど、前年同期の売上高を上回りました。しかしながら海外では、メディカル事業の注力市場である中国における年度を通じた反腐敗運動の継続や景気低迷、さらには今後の米国との関税動向等が中国医療機器メーカーの経営判断に大きく影響したこともあり、想定していた売上高を大幅に下回り、また、放送用カメラにつきましても、特に北米市場における新大統領就任後の政策動向見極めによる客先設備投資の先送りや、中東市場で一部大型案件の計画延期が生じた頃から、期初の予想を下回る結果となりました。

損益面につきましても、売上高の減少と併せ、特に収益性の高い中国向け医療用カメラの納入が来期以降に延期となったことによる大幅な減益が影響し、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに当初の予想を下回る結果となりました。

このような状況を踏まえ、当期におきましては、誠に遺憾ながら期初の予想から21円減配し期末配当として1株当たり12円の配当を実施することといたしました。

◇利益還元状況の推移

区 分	第 81 期 (2022年 3 月期)	第 82 期 (2023年 3 月期)	第 83 期 (2024年 3 月期)	第 84 期(当期) (2025年 3 月期)
1 株当たり年間配当額 (円)	10	10	30	12
年 間 配 当 額 (百万円)	63	63	192	76
連 結 配 当 性 向 (%)	35.7	—	28.3	32.6

* 当社は、剰余金の配当の決定につきましては、迅速な配当金のお支払を目的に取締役会決議で行うことを定款第39条に定めています。

* 第82期は親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスのため連結配当性向を表示していません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において、生産性の向上、合理化および製品の信頼性向上のための投資を行っており、総額 7 億 35 百万円の設備投資を実施しました。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度において当社は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする総額 40 億円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約（2023年 3 月 28 日締結）において、40 億円の借入れをしています。

さらに、株式会社三井住友銀行より長期借入金 7 億円、株式会社三菱UFJ銀行より長期借入金 5 億円、株式会社横浜銀行より長期借入金 5 億円を調達しました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、社会における当社グループの存在意義（パーパス）を『「技術」のチカラで、あなたをしあわせに。』と定め、「卓越した技術と匠の技で社会が求める新たな価値を創造し、持続可能な社会インフラ構築の一翼を担い、広く世の中に貢献し、社会から必要とされる企業であり続ける。」ことを目指して参ります。

そして、創業理念「技術の向上、開発へのたゆまざる意欲と不屈の精神を支えとし、使って喜ばれる製品を作り出し、世の中に寄与してゆく。その実現に向け、常に努力し、責任を以て事に当たる社員を育てる。」のもと、以下に掲げる中長期的な成長戦略を確実に達成することで対処すべき課題を解決し、更なる事業の発展と企業価値の向上を実現して参ります。

① 産業システム事業の注力事業領域への成長・拡大戦略と放送システム事業の事業規模安定確保に向けた戦略を推進し、更なる売上高の拡大と利益の増出を目指す。

◆産業システム事業

➤ SS（セキュリティソリューション事業）

高収益市場である「安全保障（防衛・公共）」「安心安全（鉄道・流通）」「環境（プラント）」への注力とOEM展開による安定した売上高規模・利益体質の構築に取り組む。

特に、防衛市場を最注力領域として、防衛市場向けの研究開発・販売を強化し、売上規模の更なる拡大を目指す。

➤ IS（インスペクションソリューション事業）

医薬市場においては、ジェネリック医薬品の使用促進や安定供給に向けた生産効率化および品質向上の需要を確実に取り込み、さらには労働人口の減少に伴う検査の自動化ニーズの高まりを背景に、新たな市場の開拓にも注力し、事業拡大を目指す。

➤ MS（メディカルソリューション事業）

画像処理技術の高度化や差異化機能開発により、医療用カメラの更なる更新需要促進と新たな需要喚起を図るとともに、既存の硬性鏡カメラ、顕微鏡カメラ以外の新たな医療分野への参入を推進する。主力の海外OEM事業については、ヨーロッパおよび中国市場に続き、北米市場の開拓と、またインド太平洋地域（アジア+中東）の人口増加と経済発展に伴う医療機器新市場発掘に向けた活動を強化してゆく。

◆放送システム事業

➤ IP対応製品（ソフトウェアスイッチャー・システム統合管理ソフトウェア等）の開発を強化するとともに、次世代新技術の習得・活用により高度なトータルシステムソリューションの提案強化に取り組むことで、お客様の更新需要を確実に取り込み、全社の基盤事業として事業の安定化を確立する。また、コアコンピタンスであるSI力を活かし、放送局市場以外への事業拡大を図る。

➤ 海外市場においては、エリアマーケティング戦略を強化・推進し、次世代4Kカメラシステムの販売促進により、シェア拡大と事業の安定化を図る。

- ② コア技術の進化と深耕、外部リソースの有効活用・アライアンス、さらにはM&Aも視野に、既存事業のバリューアップと事業領域の更なる拡大を推進する。
- ③ 成長戦略推進のための人材および成長事業への積極的な投資を実現する。
- ④ 地政学的リスクへ対応するため、サプライチェーンの多様化を推進する。
- ⑤ ESG経営の推進により、企業価値の向上と持続的な成長・発展を追求する。

2026年3月期の見通しにつきましては、当社を取り巻く事業環境において、中国経済の停滞継続や中国国内の医療業界での反腐敗運動が長期化しております。また、国内における物価上昇の継続による個人消費への影響や、米国の通商政策等を背景とした景気の下振れリスクが存在し、金融資本市場の変動等の影響にも引き続き注意が必要な状況です。

こうした事業環境のもと、放送システム事業におきましては、次世代新技術の獲得・活用を通じ、IPをはじめとする高度なトータルシステムソリューションの提案力を強化し、更新需要の確実な取り込みを推進して参ります。また、4Kカメラシステムや、新製品のIPエクステンションユニット「IPX-100」および4K/HD マルチパーパスカメラ「UHL-X40」の販売促進により、シェア拡大を目指して参ります。

産業システム事業におきましては、セキュリティ事業において、防衛省をはじめとする公共性の高い官公庁や鉄道、プラント市場等を最注力領域と位置づけ、売上規模の拡大を図って参ります。医療事業では、引き続き海外を中心とした内視鏡および顕微鏡用カメラの新規OEM顧客の獲得に加え、新規事業領域への参入を推進して参ります。なお、中国市場における医療用カメラの販売につきましては、官公立病院における入札状況は回復傾向にある一方で、中国経済の停滞継続や今後の米国との関税動向等が懸念される状況です。引き続き、現地医療機器メーカーとの商談を継続し、密なるコンタクトを図って参ります。さらに、検査装置事業においては、医薬市場向けの錠剤検査装置や錠剤印刷装置等のシェア拡大に加え、労働人口減少に伴う検査自動化ニーズへの対応を進め、医薬市場以外も含む事業規模の拡大を目指して参ります。

■2026年3月期（2025年4月～2026年3月）通期連結業績予想

売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	親会社株主に帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純利益
百万円 21,500	百万円 400	百万円 250	百万円 200	円 31.20

なお、配当につきましては、期末配当として1株当たり15円（配当性向48.1%）を予想しております。
株主の皆様におかれましては、よろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

区 分		主要製品
放送システム事業		放送用カメラシステム、放送用モニター、映像制作・送出システム、映像伝送システム、中継車システム他
産業システム事業	メディカルソリューション事業	医療用カメラシステム、医療用モニター他
	インスペクションソリューション事業	錠剤外観検査装置、粉体検査装置、表面検査装置、他各種検査装置
	セキュリティソリューション事業	監視カメラシステム・モニター他

(8) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	事 業 内 容
Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	千米ドル 48,000	% 100	情報通信機器の販売、サービス
Ikegami Electronics(Europe) GmbH	千ユーロ 9,203	% 100	情報通信機器の販売、サービス
株式会社テクノイケガミ	百万円 100	% 100	情報通信機器のサービス、生産

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な拠点

本社所在地：東京都大田区池上五丁目6番16号

	名 称	所 在 地
国内営業拠点	営業・マーケティング本部	東京都大田区
	大阪支店	大阪府吹田市
	名古屋支店	愛知県名古屋市名東区
	九州支店	福岡県福岡市博多区
	札幌営業所	北海道札幌市中央区
	仙台営業所	宮城県仙台市宮城野区
海外営業拠点	Ikegami Electronics(U.S.A.),Inc.	アメリカ マウワ
	Ikegami Electronics(Europe)GmbH	ドイツ ノイス
	Ikegami Electronics Asia Pacific Pte.Ltd.	シンガポール タンピネス
生産拠点	システムセンター	神奈川県藤沢市
	プロダクトセンター	栃木県宇都宮市
サービス・生産拠点	株式会社テクノイケガミ	神奈川県川崎市 栃木県宇都宮市（プロダクトセンター内）

(10) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
812名	6（減）名

(注) 上記には臨時従業員は含まれていません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
655名	6（減）名	46.5歳	21.5年

(注) 上記には子会社への出向者および臨時従業員は含まれていません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社 三井住友銀行	3,930 百万円
株式会社 三菱UFJ銀行	2,783
株式会社 横浜銀行	2,310
三井住友信託銀行株式会社	240

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

20,000,000株

発行済株式の総数

7,285,746株

(うち自己株式875,871株)

(2) 株主数

8,405名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	株式数	持株比率
池上通信機従業員持株会	239 千株	3.73 %
池上通信機取引先持株会	191	2.99
豊嶋唯充	169	2.64
合同会社センス	120	1.88
松下彰利	101	1.58
本間常夫	99	1.56
菅佐原道夫	90	1.40
豊嶋精密工業株式会社	86	1.35
島根良明	85	1.33
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	83	1.31

（注） 持株比率は自己株式（875,871株）を控除して計算しています。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	6,300 株	6 名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
清 森 洋 祐	代表取締役社長	最高経営責任者
青 木 隆 明	常 務 取 締 役	社長補佐、コーポレート部門統括、DX推進、ESG経営推進担当、常務執行役員経営管理本部長
小 島 睦	常 務 取 締 役	社長補佐、技術・開発・知的財産戦略、生産・調達統括、常務執行役員
田 村 公 広	取 締 役	海外事業統括担当、上席執行役員
篠 田 広 司	取 締 役	営業・マーケティング、CS推進担当、上席執行役員営業・マーケティング本部長
北 田 初 夫	取 締 役	インスペクションソリューション事業推進担当 上席執行役員
永 井 研 二	社 外 取 締 役	
薄 田 賢 二	社 外 取 締 役	
安 田 明 代	社 外 取 締 役	寺本法律会計事務所弁護士（パートナー）、中野冷機(株)社外監査役
秋 津 勝 彦	社 外 取 締 役	
小 原 信 恒	常 勤 監 査 役	
渡 辺 敏 治	社 外 監 査 役	
川 口 潮	社 外 監 査 役	

- (注) 1. 取締役 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 永井研二、薄田賢二、安田明代および秋津勝彦の各氏は、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
3. 監査役 渡辺敏治および川口潮の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

4. 監査役 渡辺敏治および川口潮の両氏は、東京証券取引所、有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員です。
5. 小原信恒氏は長年にわたり当社経理部門で経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社は執行役員制度を採用しています。2025年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務取締役 常務執行役員	青 木 隆 明	社長補佐、コーポレート部門統括、DX推進、ESG経営推進担当 経営管理本部長
常務取締役 常務執行役員	小 島 睦	社長補佐、技術・開発・知的財産戦略、生産・調達統括担当
取 締 役 上席執行役員	田 村 公 広	海外事業統括担当
取 締 役 上席執行役員	篠 田 広 司	営業・マーケティング、CS推進担当 営業・マーケティング本部長
取 締 役 上席執行役員	北 田 初 夫	インスペクションソリューション事業推進担当
執 行 役 員	大 熊 正 好	シニアフェロー統括技師長
執 行 役 員	津 川 真 一	プロダクトセンター長
執 行 役 員	秋 山 正 之	システムセンター長
執 行 役 員	荒 川 潤	社長室長 兼 経営戦略部長
執 行 役 員	古 川 清	調達センター長
執 行 役 員	山 本 未 恵	経営管理本部副本部長 兼 経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 当該方針の決定の方法

当該方針は社外取締役、社外監査役を含む全役員による十分な協議を重ね、取締役会の決議により決定したものです。

(b) 当該方針の概要

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、取締役としての職務に対する固定的な報酬となる基本報酬と、単年度業績に連動した賞与、3カ年中期経営計画に連動した中長期業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬で構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、取締役としての職務に対する月例の固定的な報酬とし、上場会社の多くが参加する役員報酬に関する調査結果のうち当社と売上高が同規模の会社の平均値をベンチマークし他社水準を認識したうえで、役位、職責、業績、従業員給与の水準を考慮し、取締役会で決定するものとする。

(iii) 業績連動報酬（金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、単年度業績に基づき変動する賞与と、3カ年中期経営計画に連動した中長期業績連動報酬とし、取締役の士気、意欲向上を促進する目的で、社外取締役を除く全ての取締役に対して、賞与は毎年一定の時期に、中長期業績連動報酬は3カ年中期経営計画最終年度終了後に支給する。

報酬算定に係る指標は、単年度業績賞与については、全社業績指標と取締役ごとの個人業績指標を設定し、役位ごとに全社業績、個人業績のウエイト配分を設定するものと、中長期業績連動報酬については、3カ年中期経営計画最終年度の連結営業利益とし、それぞれ、目標値に対する達成の状況に応じ支給額を決定するものとする。

なお、単年度業績賞与の支給額算定に係る指標およびウエイト並びに各業績連動報酬の支

給額については、社外取締役および社外監査役が協議し、その結果を取締役会に答申するプロセスを経たうえで、取締役会で決定するものとする。

- (iv) 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

譲渡制限付株式報酬は、社外取締役を除く全ての取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給し、対象取締役は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。

なお、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会での決議により、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権は年額3,000万円以内、発行または処分される当社の普通株式は年10,000株以内、譲渡制限期間は3年間から5年間までの間とされている。具体的な割当株式数および譲渡制限期間については、下表のとおりとする。なお、対象取締役に支給する金銭報酬債権額については、株式割当決議日の前日の東証終値を適用株価として算出する。また、割り当てられた株式は、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理するものとする。

譲渡制限付株式の割当に当たっての詳細については、対象取締役との間で締結する「譲渡制限付株式割当契約書」に基づくものとする。

項 目		内 容				
1	譲渡制限期間	3年				
2	役位ごとの付与株式数	社長	副社長	専務	常務	取締役
		1,600	1,200	1,100	1,000	900
3	付与時の適用株価	株式割当決議日の前日の東証終値				

- (v) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の種類別の報酬割合については、上場会社の多くが参加する役員報酬に関する調査結果のうち当社と売上高が同規模の会社をベンチマークとして、2019年5月9日開催の取締役会で決議された「取締役の新報酬制度」に基づき、取締役ごとに概ね基本報酬：業績連動報酬：譲渡制限付株式報酬＝5：4：1とする。（業績連動報酬が最大値の場合）。

なお、取締役会は、社外取締役、社外監査役も含めた協議の結果を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

(c)取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役、社外監査役も含めた協議の結果を尊重し、取締役会において決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役会および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において年額3億8,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2019年6月27日開催の第78回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額3,000万円以内、株式の上限を年10,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第74回定時株主総会において年額6,000万円以内（うち、社外監査役年額1,500万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	179 (21)	156 (21)	18 (－)	4 (－)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	24 (10)	24 (10)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
3. 業績連動報酬は取締役6名に対して計上した役員賞与引当額です。
4. 譲渡制限付株式報酬は当事業年度に係る費用計上額です。

(5) 業績連動報酬に関する事項

取締役の士気、意欲向上を促進する目的で、社外取締役を除く全ての取締役に対して業績連動報酬として単年度業績に基づき変動する賞与を支給しています。

業績連動報酬賞与額の算定に係る指標につきましては、全社業績指標は連結営業利益額と連結売上高とし、個人業績指標は取締役ごとに設定しております。

当該指標を上記に設定した理由は、事業活動の成果である連結営業利益目標と連結売上高目標を達成

するための士気、意欲の向上と、担当する業務に対する責任と成果を明確にするためであります。

業績連動報酬賞与額の算定方法は、全社業績と個人業績のウエイトを役位に応じて設定・配分し、各指標に対する達成率を算定係数に換算し、基本賞与額に乗ずることで支給額の算定を行います。

役 位	達成率別算定換算係数							算定ウエイト		
	連結 営業 利益	70% 未満	70% 以上	90% 以上	100% 以上	130% 以上	150% 以上	全社 業績	個人 業績	合計
	連結 売上高	90% 未満	90% 以上	95% 以上	100% 以上	105% 以上	110% 以上			
代表取締役社長		0	0.5	0.75	1	1.13	1.25	100%	0%	100%
常務取締役		0	0.5	0.75	1	1.13	1.25	70～80%	20～30%	100%
取締役		0	0.5	0.75	1	1.13	1.25	50%	50%	100%

なお、各指標に対する達成度の評価と支給額の決定につきましては、社外取締役、社外監査役の同意のもと、取締役会で決定しています。

全社業績指標として設定した連結営業利益の当事業年度での実績は営業利益 2 億 54 百万円、連結売上高の当事業年度での実績は 207 億 34 百万円でありました。

(6) 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を高めるため、譲渡制限付株式報酬として自社株式を交付しております。

当該株式報酬の内容については、「(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等①(b)(iv)」の記載のとおりです。また、交付状況については「2. 会社の株式に関する事項(4)」の記載のとおりです。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

社外取締役安田明代氏の兼職先である寺本法律会計事務所、および中野冷機(株)と当社の間に、開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活動状況
社 外 取 締 役 独 立 役 員	永 井 研 二	当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、経営者としての豊富な経験に基づきコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め経営全般に対する提言に加え、放送関連技術に関する幅広い知見を活かし技術力強化の取組みへの助言など、当社の更なる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。 また、社外役員より上申される取締役会議案では、社外役員の代表として社外役員ミーティングでの議論の経緯、ポイントを説明する役割を担うなど、社外役員の相互コミュニケーションを深めるとともに、取締役会の議論の活性化に取り組んでおります。
社 外 取 締 役 独 立 役 員	薄 田 賢 二	当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、機械メーカーの経営者としての豊富な経験をもとにコーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社の更なる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。特に、経営企画に関する幅広い知見を活かし、当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けた的確な助言を行っております。 また、社外役員のみで構成する社外役員ミーティングでは、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議において、自身の経験を踏まえた客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役会においても意思決定の適正性を確保するため必要な発言を積極的に行っております。
社 外 取 締 役 独 立 役 員	安 田 明 代	当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地より、特にコンプライアンス遵守やコーポレート・ガバナンスの強化を中心に、当社の企業価値向上へ向けた経営課題について指摘、助言を行っております。 また、取締役会はもとより社外役員のみで構成する社外役員ミーティングにおいても、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議に対し、法曹としての視点から客観的かつ的確な指摘や意見を述べるなど、取締役会の議論の活性化に貢献しております。

地 位	氏 名	活動状況
社 外 取 締 役 独 立 役 員	秋 津 勝 彦	当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、電気機器メーカーの経営者としての豊富な経験と知見を活かし、コーポレート・ガバナンス強化の観点も含め当社の更なる企業価値向上に資する発言を積極的に行っております。特に、経営企画に関する幅広い知見を活かし、当社の事業計画の策定やモニタリング機能の強化に向けて忌憚のない意見を表明するなど、取締役会の議論の活性化に取り組んでおります。 また、社外役員のみで構成する社外役員ミーティングでは、取締役の業績連動報酬に係る指標、取締役会の実効性評価に関する分析、審議において、自身の経験を踏まえた客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役会においても意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。
社 外 監 査 役 独 立 役 員	渡 辺 敏 治	当事業年度に開催された13回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、他社での経営者および社外監査役の経験と幅広い知見を活かし、監査役会および取締役会において数々の実務提言を行っております。
社 外 監 査 役 独 立 役 員	川 口 潮	当事業年度に開催された13回の監査役会全てに出席するとともに、当事業年度に開催された13回の取締役会全てに出席し、他社での経営者並びに社外監査役としての経験と幅広い知見を活かし、監査役会および取締役会において適切な指摘、提言を行っております。

永井研二、薄田賢二、安田明代、秋津勝彦、渡辺敏治および川口潮の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる属性等を有していない独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たした独立役員です。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,543	流 動 負 債	10,954
現 金 及 び 預 金	4,200	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,227
受 取 手 形	49	電 子 記 録 債 務 金	917
売 掛 金	6,463	短 期 借 入 金	4,100
契 約 資 産	11	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,728
電 子 記 録 債 権	929	リ ー ス 債 務	137
商 品 及 び 製 品	952	未 払 法 人 税 等	41
仕 掛 品	5,975	契 約 負 債	997
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,685	賞 与 引 当 金	505
未 収 還 付 法 人 税 等	79	役 員 賞 与 引 当 金	23
そ の 他	219	製 品 保 証 引 当 金	91
貸 倒 引 当 金	△ 22	未 業 外 電 子 記 録 債 務	253
固 定 資 産	5,298	未 払 消 費 税 等	339
有 形 固 定 資 産	4,438	そ の 他	325
建 物	1,412	固 定 負 債	4,229
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	219	長 期 借 入 金	3,434
工 具、器 具 及 び 備 品	187	リ ー ス 債 務	298
土 地	1,800	長 期 未 払 金	79
リ ー ス 資 産	366	繰 延 税 金 負 債	48
建 設 仮 勘 定	450	退 職 給 付 に 係 る 負 債	343
無 形 固 定 資 産	171	資 産 除 去 債 務	25
投 資 そ の 他 の 資 産	689	負 債 合 計	15,183
投 資 有 価 証 券	403	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	31	株 主 資 本	14,151
そ の 他	313	資 本 金	7,000
貸 倒 引 当 金	△ 60	資 本 剰 余 金	4,461
資 産 合 計	28,841	利 益 剰 余 金	3,587
		自 己 株 式	△ 897
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△ 493
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	116
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 662
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	53
		純 資 産 合 計	13,657
		負 債 純 資 産 合 計	28,841

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売 上	高 価					20,734
売 上 原 価	価 値					14,823
売 上 総 利 益	益					5,911
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費					5,656
営 業 利 益	益					254
営 業 外 収 益	益					
受 取 利 息	息			21		
受 取 配 当 金	金			7		
助 成 金 収 入	入			3		
為 替 差 益	益			15		
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	ー			2		
工 事 中 止 に 伴 う 受 入 金	金			72		
雑 収 入	入			23		146
営 業 外 費 用	用					
支 払 利 息	息			102		
支 払 手 数 料	料			1		
雑 損 失	失			6		109
経 常 利 益	益					290
特 別 利 益	益					
固 定 資 産 売 却 益	益			0		0
特 別 損 失	失					
固 定 資 産 除 却 損	損			0		0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	益					291
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税			32		
法 人 税 等 調 整 額	額			22		55
当 期 純 利 益	益					235
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	益					235

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	7,000	4,462	3,543	△ 903	14,102
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 192		△ 192
親会社株主に帰属する当期純利益			235		235
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分		△ 1		6	5
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△ 1	43	6	48
当 期 末 残 高	7,000	4,461	3,587	△ 897	14,151

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	176	△ 644	52	△ 415	13,687
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 192
親会社株主に帰属する当期純利益					235
自 己 株 式 の 取 得					△ 0
自 己 株 式 の 処 分					5
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 60	△ 18	0	△ 78	△ 78
当 期 変 動 額 合 計	△ 60	△ 18	0	△ 78	△ 29
当 期 末 残 高	116	△ 662	53	△ 493	13,657

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
流 動 資 産		21,187		流 動 負 債		10,754	
現金及び預金		2,883		支払手形		103	
受取手形		44		電子記録債権		917	
電子記録債権		872		短期借入金		1,182	
売掛金		6,184		1年内返済予定の長期借入金		4,100	
契約及び製品		11		リース負債		1,728	
商品及び製品		588		未払金		135	
仕掛品		5,862		未払費用		172	
原材料及び貯蔵品		4,390		未払法人税等		134	
前払費用		60		未払消費税等		40	
短期貸付金		44		契約引当金		1,001	
未収入金		50		役員賞与引当金		30	
未収還付法人税等		131		員外証子記録債権		431	
その他の引当金		65		未払消費税		18	
		1		固定負債		84	
		△ 2		長期借入金		339	
固定資産		6,580		長期短期未払金		290	
有形固定資産		3,910		繰延税引当金		43	
建物		1,137		繰延退職給付負債		4,251	
機械装置及び運搬具		219		繰延退職給付負債		3,434	
工具、器具及び備品		133		繰延退職給付負債		292	
土地		1,608		繰延退職給付負債		79	
リース資産		359		繰延退職給付負債		53	
建設仮勘定		450		繰延退職給付負債		365	
無形固定資産		169		繰延退職給付負債		25	
ソフトウェア		80		負債合計		15,005	
その他の資産		88		純資産の部			
投資その他の資産		2,501		株主資本		12,647	
投資有価証券		389		資本剰余金		7,000	
関係会社株		371		資本準備金		4,461	
関係会社出資		1,685		その他の資本剰余金		1,347	
敷金及び保証金		41		利益剰余金		3,113	
長期未収入金		46		繰越利益剰余金		2,082	
長期前払費用		2		繰越利益剰余金		156	
その他の引当金		26		繰越利益剰余金		1,926	
		△ 60		繰越利益剰余金		1,926	
資産合計		27,768		自己株式		△ 897	
				評価・換算差額等		116	
				その他の有価証券評価差額金		116	
				純資産合計		12,763	
				負債純資産合計		27,768	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売 上 高					18,998
売 上 原 価					14,052
売 上 総 利 益					4,946
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					4,613
営 業 利 益					332
営 業 外 収 益					
受 取 利 息			1		
受 取 配 当 金			7		
為 替 差 益			22		
関 係 会 社 業 務 支 援 料			25		
不 動 産 賃 貸 料			28		
工 事 中 止 に 伴 う 受 入 金			72		
雑 収 入			30		188
営 業 外 費 用					
支 払 利 息			104		
不 動 産 賃 貸 原 価			4		
支 払 手 数 料			1		
雑 損 失			2		112
経 常 利 益					408
特 別 利 益					
固 定 資 産 売 却 益			0		0
特 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損			0		
関 係 会 社 株 式 評 価 損			194		195
税 引 前 当 期 純 利 益					214
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			21		21
当 期 純 利 益					193

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	7,000	1,347	3,114	4,462	137	1,944	2,082	△ 903	12,641
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					19	△ 211	△ 192		△ 192
当 期 純 利 益						193	193		193
自 己 株 式 の 取 得								△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分			△ 1	△ 1				6	5
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△ 1	△ 1	19	△ 19	0	6	5
当 期 末 残 高	7,000	1,347	3,113	4,461	156	1,926	2,082	△ 897	12,647

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	176	176	12,818
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 192
当 期 純 利 益			193
自 己 株 式 の 取 得			△ 0
自 己 株 式 の 処 分			5
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 60	△ 60	△ 60
当 期 変 動 額 合 計	△ 60	△ 60	△ 54
当 期 末 残 高	116	116	12,763

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 早 川 和 志
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、池上通信機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、池上通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

池上通信機株式会社
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員 公認会計士 早 川 和 志
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、池上通信機株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また東光監査法人から「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を書面で受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

池上通信機株式会社 監査役会

常勤監査役	小原信恒	印
社外監査役	渡辺敏治	印
社外監査役	川口潮	印

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都大田区池上一丁目2番1号
朗 峰 会 館（4階朗峰の間）

・東急池上線「池上駅」から徒歩12分



※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご準備はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用
しています。